破産管財人選任

平成２３年（フ）第２２３号
奈良県磯城郡田原本町大字笠形208番地　県営住宅４―19
破産者　吉田　　修
次の者を破産管財人に選任した。
破産管財人　弁護士　北條　正崇
平成23年９月27日　奈良地方裁判所葛城支部

破産管財人変更

平成２３年（フ）第２３６８号
横浜市青葉区桂台２丁目18番地４　第２みどりハイツ203
破産者　山田　公夫
破産管財人　大笹　秀一が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　天野　正男
平成23年９月28日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６０号
静岡県島田市稲荷２丁目１番10号
破産者　株式会社山本ゴム
破産管財人　増田　和裕が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　麻生　絵美
平成23年９月29日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６１号
静岡県島田市稲荷２丁目２番29号
破産者　山本　隆重
破産管財人　増田　和裕が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　麻生　絵美
平成23年９月29日
静岡地方裁判所民事第２部

債権者集会等の期日

平成２３年（フ）第１２１４号
埼玉県蓮田市大字根金948番地の３
破産者　株式会社未生
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午前11時30分
平成23年９月28日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１２号
山口県萩市大字堀内155番地２
破産者　一宮　初子
異議申述期間　平成23年11月１日まで
平成23年９月29日　　山口地方裁判所萩支部

免責審尋期日

平成２３年（フ）第６１０６号
東京都新宿区中町23―１―306
破産者　平尾　直子
審尋期日　平成23年12月13日午前10時30分
平成23年９月29日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

平成１８年（ヒ）第４号
香川県坂出市大屋冨町3100番地
清算株式会社　松浦工業株式会社
代表清算人　巽　　浩
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算会社は、下記の清算会社所有の不動産を、別紙債権額一覧表記載の各債権者に対し、合計債権額（４億円）に対する各債権額の割合を各自の持分権として、平成18年９月10日現在の鑑定評価額をもって代物弁済をする。
２　清算会社は、本協定認可確定後１月以内に、別紙債権額一覧表記載の各債権者に対し、前項の代物弁済を登記原因とする共有持分権移転登記手続をする。但し、登記費用は、各債権者の負担とする。
３　下記の清算会社所有の不動産のうち⑷坂出市大屋冨町字莚岩3095番７、⑸坂出市大屋冨町字莚岩3095番304、⑹坂出市大屋冨町字莚岩3095番423及び⑺坂出市大屋冨町字莚岩3095番424については、地目「畑」（農地）と登記されており、前項の共有持分権移転登記の手続が困難であるため、債権者松浦達雄及び債権者松浦秀樹の各債権額の割合による持分権について、債権者松浦玲子は、各債権額の割合による持分権の代償金として、債権者松浦達雄及び債権者松浦秀樹へ、別紙代償金明細表記載の金額をそれぞれ支払い、清算会社は、債権者松浦玲子に対し、代物弁済を登記原因とする所有権移転登記手続をする。但し、登記費用は、債権者松浦玲子の負担とする。
４　各債権者は、上記代物弁済及びその他の資産によって弁済されなかった残余の債権を、すべて放棄する。
５　清算会社と各債権者との間には、上記条項に定める外、何らの債権債務のないことを確認する。
記
⑴　所在地　坂出市大屋冨町字満ノ尻
地　番　3100番１
地　目　雑種地
地　積　52,459㎡
平成18年９月10日現在の鑑定評価額
金１億1672万3978円
⑵　所在地　坂出市大屋冨町字満ノ尻
地　番　3100番２
地　目　池沼
地　積　12,570㎡
平成18年９月10日現在の鑑定評価額
金2796万8898円
⑶　所在地　坂出市大屋冨町字満ノ尻
地　番　3100番12
地　目　池沼
地　積　990㎡
平成18年９月10日現在の鑑定評価額
金220万2801円
⑷　所在地　坂出市大屋冨町字莚岩
地　番　3095番７
地　目　畑
地　積　7,476㎡
平成18年９月10日現在の鑑定評価額
金601万3301円
⑸　所在地　坂出市大屋冨町字莚岩
地　番　3095番304
地　目　畑
地　積　5,761㎡
平成18年９月10日現在の鑑定評価額
金360万4992円
⑹　所在地　坂出市大屋冨町字莚岩
地　番　3095番423
地　目　畑
地　積　316㎡
平成18年９月10日現在の鑑定評価額
金25万4174円
⑺　所在地　坂出市大屋冨町字莚岩
地　番　3095番424
地　目　畑
地　積　664㎡
平成18年９月10日現在の鑑定評価額
金53万4087円
（別紙）
債権額一覧表

債権者名	債権額
１　松浦　玲子	金２億8833万3333円
２　松浦　達雄	金7000万円
３　松浦　秀樹	金4166万6667円

（別紙）
代償金明細表
１　松浦達雄への代償金の合計額
金182万1147円
２　松浦秀樹への代償金の合計額
金108万4016円
以上
高松地方裁判所丸亀支部

監督命令

平成２３年（再）第７１号
東京都中央区日本橋小網町18番11号、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区上落合２丁目28番７号
再生債務者　シルバー精工株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都中央区八重洲１―７―15　大川ビル　大川法律事務所　弁護士　大川　康平
平成23年９月27日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２２年（再）第２号
北海道白老郡白老町字竹浦121番地41
再生債務者　有限会社ホテル北洋閣
主文　平成22年11月10日にした監督命令を取り消す。
平成23年９月27日　札幌地方裁判所室蘭支部